（4）沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その２　３１か月～２４か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用								
		自家用								
営業用乗用自動車		個人を除く								
		個人								
自家用乗用自動車			9,670	9,530	9,380	9,240	9,090	8,950	8,800	8,660
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの							24,750	23,980
		最大積載量が２トン以下のもの							23,240	22,540
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの							24,750	23,980
		最大積載量が２トン以下のもの							23,240	22,540
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用							10,210	10,010
		自家用							10,210	10,010
小型二輪自動車			5,630	5,610	5,590	5,580	5,560	5,540	5,520	5,510
軽自動車		検査対象車	6,210	6,180	6,140	6,110	6,070	6,030	6,000	5,960
		検査対象外車								5,490
原動機付自転車										5,350
大型特殊自動車及び小型特殊自動車									5,370	5,360
緊急自動車			5,540	5,520	5,510	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車								5,150	5,150
	(ロ) 教習用自動車								5,150	5,150
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)							5,890	5,860
		b 小型二輪自動車	5,290	5,290	5,280	5,270	5,270	5,260	5,250	5,240
		c 軽自動車 検査対象車							5,250	5,240
		c 軽自動車 検査対象外車								5,190
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車									5,100	5,100
検査対象外被けん引軽自動車										5,120

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

（4）沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その３　２３か月～１６か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用								
		自家用								
営業用乗用自動車		個人を除く								
		個人								
自家用乗用自動車			8,510	8,360	8,210	8,060	7,920	7,770	7,620	7,470
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	23,200	22,420	21,640	20,860	20,080	19,300	18,520	17,740
		最大積載量が２トン以下のもの	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	23,200	22,420	21,640	20,860	20,080	19,300	18,520	17,740
		最大積載量が２トン以下のもの	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用	9,810	9,600	9,400	9,190	8,990	8,790	8,580	8,380
		自家用	9,810	9,600	9,400	9,190	8,990	8,790	8,580	8,380
小型二輪自動車			5,490	5,470	5,450	5,430	5,420	5,400	5,380	5,360
軽自動車		検査対象車	5,930	5,890	5,850	5,810	5,780	5,740	5,700	5,670
		検査対象外車								
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270
緊急自動車			5,420	5,400	5,390	5,370	5,360	5,340	5,330	5,310
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120
	(ロ) 教習用自動車		5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,830	5,800	5,760	5,730	5,700	5,670	5,630	5,600
		b 小型二輪自動車	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190
		c 軽自動車 検査対象車	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。